**平成２９年（フ）第１５６号**
三重県四日市市三重１丁目41番地
破産者　株式会社ＳＵＣＣＥＡＭＥ
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第３５号**
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木2896番地３
破産者　串　　清
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

**平成２８年（フ）第１９号**
兵庫県丹波市柏原町柏原2884番地４
破産者　株式会社かすが
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部

**平成２８年（フ）第２０号**
兵庫県丹波市市島町中竹田3004番地２
破産者　亡荻野三千雄（旧姓山中）相続財産
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部

**平成２９年（フ）第７２号**
佐賀県唐津市大名小路５番２号
破産者　有限会社大名米穀販売店
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２９年（フ）第５号**
京都府宮津市字大久保262番地、前住所京都府与謝郡与謝野町字石川5433番地１
破産者　ＢＡＲ　Ｈｏｌｌｙ　Ｈｏｃｋこと
内山　昭博
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２９年（フ）第９３号**
長野県上田市古里1733番地１　コーポ松ノ木Ｂ棟203号
破産者　サンプリント印刷こと　宮下　智彦
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２９年（フ）第５９６号**
北九州市門司区丸山２丁目４番１―43号
破産者　井上　雄太
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第６７６号**
北九州市小倉北区高坊１丁目７番１―101号
破産者　池上　春美
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第６７７号**
北九州市小倉北区高坊１丁目７番１―101号
破産者　池上　啓子
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１７４号**
佐賀県鹿島市大字中村141番地１　ラヴェニール21　102号室、破産手続開始決定時住所佐賀県鹿島市大字山浦戊500番地
破産者　峯松由紀子
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２９年（フ）第８９号**
佐賀県伊万里市二里町大里甲2500番地１
破産者　井上　貴雄
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２９年（フ）第６８４号**
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目26番２号　ＳｕｎＨｉｌｌ―101
破産者　五十嵐丈士
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第８６３号**
宮城県黒川郡大和町吉岡南３丁目２番地の５ルナシーハイツ201、従前の住所宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原２番地159
破産者　菊地　一人
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第８７９号**
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目25番11号　カーサ・フォレスタ　ソオラ、従前の住所仙台市青葉区本町１丁目14番５―303号
破産者　久保　志乃
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第８８７号**
宮城県名取市増田字北谷200番地　エレガンテフィオーレＤ204号、従前の住所宮城県名取市田高字南209番地　グローリオ名取306号
破産者　梅田　尚洋
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第９０５号**
宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目15番地13
破産者　中川　浩平
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第９１０号**
仙台市青葉区国分町３丁目４番21―403号
破産者　今井　修司
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０号**
秋田県鹿角市尾去沢字森ヶ崎２番地９
破産者　櫻井　弘子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部